

4. 補助額に関する質問

Q 4-01	ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とはどのように算出するのでしょうか。
A 4-01	通常の戸建住宅と比べて、提案する住宅で要する費用の増分を算出していただきます。ただし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対象としますので、詳しくは募集要領の「別表2」をご確認ください。
Q 4-02	既存の改修の場合、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とは改修費用として考えればよいのでしょうか。
A 4-02	そのとおりです。ただし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対象としますので、詳しくは募集要領の「別表2」をご確認ください。
Q 4-03	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において、新築の場合の簡便な計算方法として、建設に要する費用の1/10とすることができるとありますが、これは建設に要する費用の1/10が補助額となると考えてよいのでしょうか。また、この場合も別表2に記載されているもののみが対象となるのでしょうか。
A 4-03	「請負及び売買契約済の建売」に限り、新築の場合には、建設に要する費用の1/10を掛かり増し費用の1/2に相当する「補助額」として申請いただけます。この場合は、「別表2」ではなく、「別表1」に掲げるものを対象に1/10に相当する額を算出いただきます。
Q 4-04	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)補助額の上限額は、建築構造、建築設備等の整備に要する費用に対してかかるのでしょうか。
A 4-04	①建築構造、建築設備等の整備に要する費用、②調査設計計画に要する費用、③効果の検証等に要する費用に対する補助額の合計額に対して上限額以内を補助します。
Q 4-05	調査設計計画に要する費用、効果の検証等に要する費用とは具体的にどのようなものでしょうか。また、どのようにすれば、認められるのでしょうか。
A 4-05	住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費、新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用を想定しています。申請にあたって、それぞれの内容、特別に必要となる理由を記載してください。その内容を評価委員会で個別に審査し、特別な理由が認められた場合に補助対象となります。
Q 4-06	HEMSについて、本事業とは別に他の補助金を併用することは可能でしょうか。
A 4-06	エネルギー削減率の計算に影響しない設備については、本事業の申請と切り離すことができれば、他の補助金を併用することは可能です。ただし、その場合、本事業には「掛かり増し費用相当額」として申請してください。(簡便な計算方法：建設に要する費用の1/10として補助金を申請する場合は、本事業からHEMSの工事費を除き申請する場合は併用可能です。)

地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)

Q 4-07	調査計画設計費について、本事業の申請書の作成支援、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算の支援に関する費用は対象となるのでしょうか。
A 4-07	住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費を対象としており、本事業の応募にあたって必要となる申請書の作成、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算に関する費用は対象外です。なお、その他提案された費用については、特に必要があるものとして評価委員会により認められた場合に限って対象となりますので、ご注意ください。
Q 4-08	効果の検証等に要する費用について、気密測定、温湿度測定、エネルギー消費計測などの費用は対象となるのでしょうか。
A 4-08	ゼロ・エネルギー住宅とするために新たに取り入れられた技術の効果の検証に要する費用を対象としており、一般的な断熱性能、気密性能や設備の性能、住宅全体でのエネルギー消費計測に関する費用は対象外です。なお、提案された費用については、特に必要があるものとして評価委員会により認められた場合に限って対象となりますので、ご注意ください。
Q 4-09	住宅版 BELS 認証の取得にかかる費用も補助対象となるのでしょうか。
A 4-09	住宅版 BELS 認証の申請にかかる費用は補助対象となりません。